

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 業務課

監査実施期日：令和5年7月3日

監査結果報告：令和5年7月21日

1 / 2枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
1 予算執行関係 - 指定ごみ袋の取扱小売店販売代金請求について、請求書に納入期限を記載しているが、期限後納付をしている業者が見受けられたので、確認の上、常態化している業者については、業者指導に当たられたい(R4)。 2 服務関係 - 時間外命令簿において、①週休振替時の時間外勤務手当について、週休日の振替によって勤務することとなる日は、正規の勤務時間が割り振られた日となるが、時間外命令簿は125/100ではなく135/100に記載されていたので、確認の上、必要な措置を講じられたい(R4)。②同一週内で振替取得しなかった分の記載があるが、勤務命令日が週休振替簿の勤務を命じる日と異なっていた。また、勤務命令時間欄が8時30分から13時15分まで(うち休憩時間12時から13時まで)であるのに対し、振替等25/100欄に4時間と記載されており不一致があったので、確認の上、必要な措置を講じられたい(R4)。③時間外勤務の135/100の時間数の集計に誤りが見受けられたので、確認の上、必要な措置を講じられたい。(R4) - 週休振替簿において、時間外命令簿に同一週内で振替取得しなかった分の記載があるが、週休振替簿への記載がなかったため、確認の上、必要な措置を講じられたい(R4)。 3 文書管理関係 - 特になし。 4 契約関係 (1) 業務委託関係 - スタンプアプリ製作委託契約における請負代金の支払いについて、請書を締結しており第3条によると翌月払となっている。併せてアプリ等利用規約を締結しており第18条によると当月払となっており整合性がとられていない。支払い時に混乱が生じることとなることから、契約締結の際は整合性が図れるよう確認されたい(R4)。 (2) 修繕・工事関係 - 控室増築工事における完成検査について、工事等検査執行要領第7条では、「請負金額が1件300万円を超える工事(土木工事及び建築工事)」については、工事成績調書審査基準を用いて評点し、工事成績調書を作成しなければならない。」と規定されている。また、完成検査合格通知書にも評点を記載して通知する必要があるが、工事成績調書が作成されておらず、検査合格通知書にも評点の記載がなかった。以後、適正に事務処理されたい(R4・涌谷斎場)。	- 期限後納付している業者については、その都度指導します。 ①時間外命令簿については訂正し、125/100支給するところを135/100支給しておりましたので、差額の返還手続きを行いました。 ②週休振替簿の勤務を命じる日及び終時並びに時間外命令簿の勤務時間及び休憩時間の記載誤りであったため訂正しました。 ③集計の誤りであり、追給の処理は昨年度に処理済であったことから、集計を訂正、勤務状況報告書についても訂正し人事厚生係に報告いたしました。 ①から③について、今後適正に事務処理を行うよう職員へ周知しました。 - 週休振替簿の記載漏れのため、補完しました。今後適正に事務処理を行うよう職員へ周知しました。 - 次年度については、支払い時に混乱が生じないよう11節役務費に予算計上いたします。 - 今後、工事等検査執行用要領に基づき適正に事務処理を行うよう職員へ周知を行いました。

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 業務課

監査実施期日：令和5年7月3日
監査結果報告：令和5年7月21日

2 / 2枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
(3) 賃貸借関係 - 清掃用具レンタルについて、見積徴収伺いの起案書に、見積依頼業者として、前年度契約業者と大崎市入札参加登録業者2者に依頼する旨の記載があった。そのうち1者は入札参加登録において、古川店を受任機関として登録していたが、見積書は本社代表取締役からの提出となっていた。大崎市(組合)の入札参加業者登録では、本社から入札や契約に関する権限を営業所などの受任機関に委任している場合は、本社が契約の相手方とはならないため、契約事務の透明性、公平性の確保の観点から、適正に事務処理されたい(R4, R5・加美斎場)。 5 備品・財産管理関係 - 特になし。	今後、入札参加業者登録に基づき、適正に事務処理を行うよう職員へ周知を行いました。

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。